

利 用 さ れ る 方 へ

- 1 この報告書の数値は、本市において独自に集計したものであり、経済産業省及び福岡県から公表される数値と相違する場合があります。

2 調査の概要

(1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されています。

(3) 調査の期日

平成 21 年工業統計調査は、平成 21 年 12 月 31 日現在で実施しました。

(4) 調査の対象

日本標準産業分類による「大分類 E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び製造、加工又は修理を行っていない本社等を除く）を対象としています。

西暦末尾が 0，3，5，8 の年は全事業所，それ以外の年は従業者 4 人以上の事業所を調査対象としています。

平成 21 年（2009 年）は従業者 4 人以上の事業所を調査対象に実施しました。

(5) 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」，従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い，報告者（事業所の管理責任者）の自計報告により行っています。

(6) 調査事項

事業所の名称及び所在地，従業者数，現金給与総額，原材料使用額等，製造品出荷額等，製造品在庫額等，有形固定資産などです。

※巻末（Ⅲ参考資料）の「2 調査票」を参照してください。

- 3 日本標準産業分類の第12回改訂(平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用)に伴い、平成20年調査から新産業分類に基づいて調査を実施しています。
- 主な改訂内容は以下のとおりです。

旧分類 (平成19年まで)		新分類 (平成20年以降)	
産業 中分類 番号	産業名称	産業 中分類 番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業 (家具を除く)
13	木材・木製品製造業 (家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

※小分類の分類体系の改訂については、巻末(Ⅲ参考資料)の「1 工業統計産業分類旧新対照表」を参照してください。

4 集計事項の説明

(1) 事業所数

平成 21 年 12 月 31 日現在の数値で、休業事業所、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所を除外しています。

(2) 従業者数

平成 21 年 12 月 31 日現在の常用労働者と個人事業主及び無給家族従業者の合計です。

常用労働者とは、次のいずれかの者をいいます。

- (ア) 期間を決めず、又は 1 か月を超える期間を決めて雇われている者
- (イ) 日々又は 1 か月以内の期限で雇われていた者のうち、11 月と 12 月にそれぞれ 18 日以上雇われた者
- (ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで上記(ア)、(イ)に準じる者
- (エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
- (オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者

(3) 現金給与総額

平成 21 年 1 年間に、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」をいう）に対してあらかじめ定められている給与条件により支払われた給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与（常用労働者に対する退職金、臨時雇用者に対する給与等）の額の合計です。

(4) 原材料使用額等

平成 21 年 1 年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。

(5) 製造品出荷額等

平成 21 年 1 年間ににおける製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他の収入額（転売収入など）の合計です。

(6) 在庫額（従業者 30 人以上の事業所について計上）

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額の合計であり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含みます。

(7) 生産額、付加価値額及び投資総額（従業者 30 人以上の事業所について計上）は次の算式によって算出しています。

$$\begin{aligned} \text{(ア) 生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \end{aligned}$$

(イ) 付加価値額＝製造品出荷額等＋（製品年末在庫額－製品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）
－（内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

(ウ) 投資総額＝有形固定資産の取得額（土地を含む）＋建設仮勘定の年間増減額

5 数字の単位は各表に掲げていますが、一見して明らかなものは省略しています。

6 単位未満は四捨五入していますので、総数とその内訳の合計が一致しない場合があります。

7 本文及び統計表中の記号は次のとおりです。

「0」……………単位未満

「-」……………皆 無

「-（マイナス）サイン」つき数値……………マイナスの数値

「x」……………秘匿数値（注：秘密保護の関係から1又は2の事業所
に関する数値及び3以上の事業所に関する数値でも、
他との関連により秘匿の必要がある場合には、その内
容数値を秘匿しました。）

「…」……………不 詳

8 集計は本市総務企画局行政情報化推進課において行いました。

9 平成19年調査では従業者4人以上の事業所について、平成20年調査では従業者3人以下の事業所について、平成18年事業所・企業統計調査の調査結果を用い、従来にも増して捕捉に努めた結果、調査対象事業所数が増加しました。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、調査項目の追加（「その他収入額」等）が行われています。このため、時系列に不連続を生じますが、この報告書においては調査によって得られた数値をそのまま掲載しています。

10 本書についての問い合わせ先

福岡市総務企画局企画調整部統計調査課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話番号 092-711-4081